

岩手県の 土地改良



CONTENTS

- 農地法等の一部を改正する法律の概要 2
- 東山町・大東町・千厩・室根・川崎
土地改良区が合併予備契約調印 3
- 「水土里の集い」が開催される 4
- 岩手県農業農村整備事業推進協議会が
事業仕分に関する緊急要請活動を展開 5
- 浅利公治氏(束稲土地改良区理事長)が
岩手県農林水産業表彰を受章 5
- 平成21年度農業農村整備技術
強化対策事業一般研修を開催 6
- 水土里ネットいわて 今後の行事予定 6

2009(12月号) No.548

■発行所/岩手県土地改良事業団体連合会 盛岡市本宮二丁目10番1号
TEL(盛岡)019(631)3200 FAX(盛岡)019(631)3260

■編集発行人/川邊 賢治 ■印刷所/永代印刷株式会社

<http://www.iwatochi.com>

初冬の岩手山(岩手郡磐石町)



農地法等の一部を改正する法律の概要

▶ 農地転用規制の見直しや遊休農地対策の強化が図られる

農地法等の一部を改正する法律が、6月24日に交付され本年12月15日に施行されました。主な改正点は次のとおりとなっています。

◇農地法の目的・責務規程

- 農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化します。
- 農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設けます。

◇農地の権利移動の規制の見直し

- 農地の賃借の規制を見直して、農業生産法人以外の法人等も農地を借りることができるようになります。
- ただし、地域の農業に悪影響を与える場合等には、借りることができません。借りた後も、農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行役員が農業に常時従事していること等が必要です。
- 所有権の取得は、これまでどおり、農作業に常時従事する個人と農業生産法人に限られます。

◇農地の権利取得後における下限面積要件

- 下限面積の基準について、農業委員会が別段の面積を設定できるようにします。

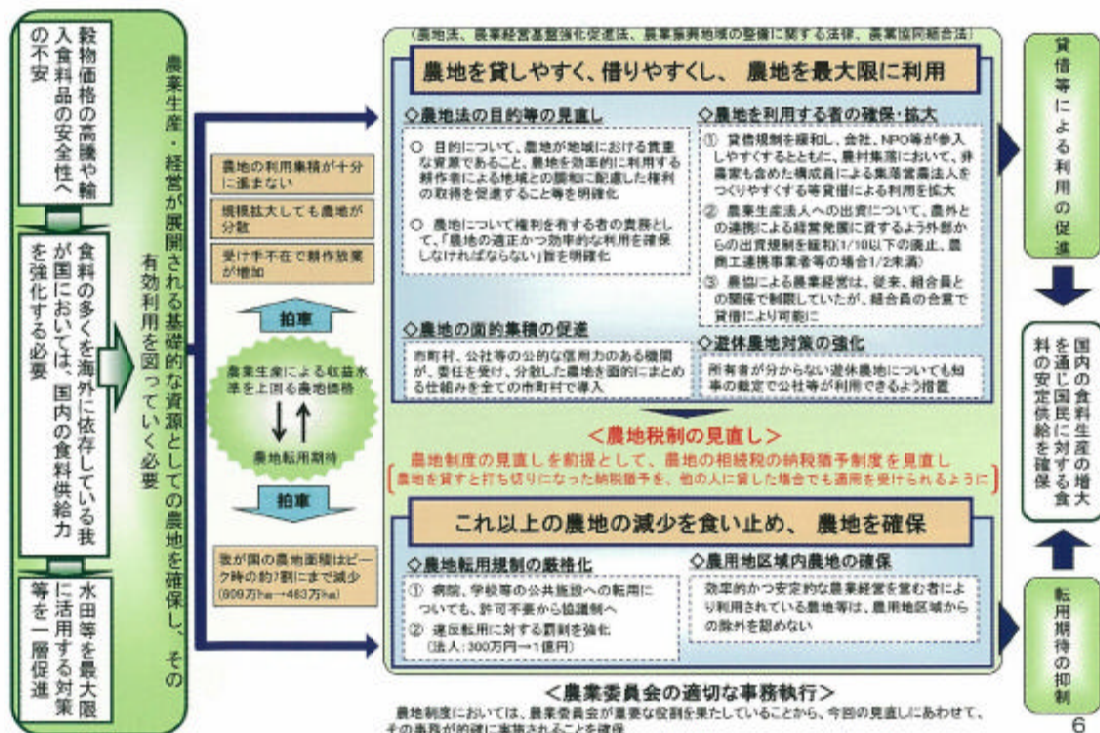
◇農地転用規制の厳格化

- 国や都道府県による公共施設（学校、病院等）への転用について、法定協議制を導入します。
- 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用区域から除外できません。
- 都道府県の農地転用許可事務が不適正な場合、国が是正の要求を行います。
- 違反転用の罰則を強化するとともに、違反転用に係る原状回復について行政代執行制度を整備しました。

◇遊休農地対策

- 農業委員会の指導の対象が全ての遊休農地となります。
- 農業委員会は、毎年、管内の農地の利用状況の調査を行います。
- 所有者の不明な遊休農地も、利用権の設定ができるようになります。

農地法等の一部を改正する法律の概要図



東山町・大東町・千厩・室根・川崎 土地改良区が合併予備契約調印

▶平成22年11月の統合に向けて

一関市の東山町・大東町・千厩・室根・川崎の5土地改良区の統合整備推進協議会（会長：佐藤訓文 県南広域振興局一関総合支局農林部千厩農林センター所長）は、平成21年12月12日、一関市千厩町内のイベントホールにおいて、関係土地改良区の役員、県及び市の関係者など約120名出席のもと、合併予備契約調印式を行なった。

最初に佐藤協議会会長が「統合により組織や財政基盤が強化され、組合員の利益向上と当地域

の農業振興が図られることを期待する」と式辞を述べた。

契約調印では小野輝彦（東山町）、伊東一和（大東町）、藤原幸夫（千厩）、對馬喜代夫（室根）、小野寺清喜（川崎）

の各土地改良区理事長のほか、勝部修一 一関市長、藤尾善一 県南広域振興局長、舘澤宏邦 水土里ネットいわて会長が立会人として契約書に署名した。

署名後、各土地改良区理事長は平成22年11月に予定されている統合に向け、決意表明の中で、期待と抱負を述べた。

統合後の土地



【契約書に署名する各土地改良区理事長】

改良区は名称を「一関東部土地改良区」とし、事務所を一関市千厩支所内に設置する。受益面積は1,867.7ha、組合員数は約3600人となり、一関総合支局管内では最大の土地改良区となる。

調印式終了後の祝賀会では協議会関係者らが平成20年6月の設立から今日までのお互いの^{たがひ}労を^{たがひ}うとともに、一年後の新土地改良区の合併認可に思いを馳せていた。



【手をあわせる小野理事長（左）、伊東理事長（左から2人目）、藤原理事長（左から3人目）、對馬理事長（右から2人目）、小野寺理事長（右）ら】

「水土里の集い」が開催される

全国水土里ネット（会長：野中広務）は、現下の農業情勢を理解するとともに各地における取組や関連する課題・提言などの意見を発表し、問題意識を共有する事を目的に、11月30日、砂防会館別館シェーンパッハ砂防で「水土里の集い」を開催し全国から約600名の関係者が参加した。

はじめに、阿武隆弘全国水土里ネット企画研究部長が農業農村のおかれている状況として、農地面積と農家数、米価、我が国及び諸外国の食料自給率等の推移や農業資源の概要について基調報告した。



【公演する鈴木宣弘
東京大学大学院教授】

次に、鈴木宣弘東京大学大学院教授より「“食料危機”の教訓をどう活かすか」と題し特別講演が行われ「2008年12月に食料自給率50%に向けて具体的なイメージが公表されたが、



貿易自由化の影響で12%まで下がる試算もあり、これ以上の自由化については、日本も国益に基き主体的に行動すべきだ。我々は、農業経営が環境や資源循環に果たす役割の自覚を強め、農の営みが、健全な国土環境と国民の健康を守るという大きな社会的使命を有していることを改めて再認識する必要がある」と述べた。

主催者挨拶で野中広務会長は「我が国の食料自給率は40%前後と低い状況にある。食料自給率を高めるには、水田の汎用化と農業水利施設の維持と更新を確実に進める事と多面的機能を有する農村地域の活性化が不可欠だ。本日の“集い”を契機に、参

会の皆様が我が国の根幹をなす農業と農村を次世代に受け継いでいてもらいたい」と述べた。

続いて行われた表彰式では、21世紀創造運動大賞が9地区。東北地方からは青森県の水土里ネット十三湖、山形県の水土里ネット笹川が表彰され、水土里ネット笹川と水土里ネット鹿児島が事例発表を行った。



【野中会長より表彰を受ける
21世紀創造運動大賞受賞者】

岩手県農業農村整備事業推進協議会が事業仕分に関する緊急要請活動を展開

▶ 水土里を守る施策の着実な推進に向けて

12月3日、岩手県農業農村整備事業推進協議会（会長：舘澤宏邦水土里ネットいわて会長）は、民主党岩手県総支部連合会に対し、豊かな農業農村「希望郷いわて」の早期実現に向けて、下記の3項目を強く要請した。

要請の中で舘澤会長は、「先般の事業仕分けにおいて、農道整備事業の廃止、かんがい排水事業

や農地・水・環境保全向上対策の事業費削減など、農業農村の基盤づくりに欠かせない事業の施策に急ブレーキが掛けられた。“食と緑の創造県いわて”の実現を目指す我々としては、この3事業・施策を含む農業農村整備事業が着実に推進されることを望む」と要請した

岩手県農業農村整備事業推進協議会の要請した3項目

1. 農道整備事業の着実な推進について
2. かんがい排水事業の着実な推進について
3. 農地・水・環境保全向上対策の着実な推進について

浅利公治氏(束稲土地改良区理事長)が岩手県農林水産業表彰を受章

▶ 平成21年度いわて農林水産躍進大会において表彰される

12月15日、岩手県民会館大ホールにおいて、生産者の経営意欲の喚起等を図ることを目的として平成21年度いわて農林水産躍進大会が開催された。表彰式では、束稲土地改良区の浅利公治理事長が岩手県農林水産業表彰（県知事表彰）の栄誉に輝いた。

浅利氏は、平成3年に束稲土地改良区の理事、

また、平成13年から理事長に就任。ほ場整備事業（担い手育成型）一関第2地区を導入したことで、長年にわたり抱えていた北上川遊水池のほ場の水害や、用排水路の老朽化、農道が狭小で生産性が上がらなかったこと等を解決し、農地の集積と農業経営を安定させたことなどが評価された。

平成21年度農業農村整備技術強化対策事業一般研修を主催



▶今後の農業農村整備 について理解を深める

水土里ネットいわてでは、12月3日、本会会議室において、土地改良区・市町村の関係職員等約70名が出席のもと平成21年度農業農村整備技術強化対策事業一般研修を開催した。

この研修会は、農業農村整備事業に関する施策の動向を理解し、事業内容や事業の推進・執行にあたって必要とされる技術的知識を習得することを目的としている。

開催にあたり、挨拶に立った本会の川邊賢治専務理事は「本日の研修内容は、皆様に関心を寄せている政権交代に伴って今後の農業農村整備事業がどのような方向に進んでいくのか等のテーマについて受講して頂く。今回の研修が

皆様にとって有意義なものになることを祈念する」と述べた。

研修会に入り、實井正樹県農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長が「農業農村をめぐる最近の農業情勢について」と題し、今回の政権交代による既存事業の仕分けによる予算の再編成、食料の安定供給や自給率の向上、戸別所得補償制度の導入、農業・農村の6次産業化等について説明した。

水利施設管理技術者育成支援事業の3事業の趣旨や内容を説明し「県内の土地改良施設は造成されてから、かなりの年数を超過しているものが多く、日常の維持管理が重要である。本会では、引き続き会員に対して指導・支援をしていくこととしているが、自分たちの施設は自分たちで管理するという意識を個々が強くもてば、施設を延命化し、維持管理経費の削減につながるものと考え」と述べた。

「平成21年度 整備技術強化対策



【講演する實井主幹】

平成21年 整備技術強化対策



【挨拶を述べる川邊専務理事】

続いて、本会の岩舘正徳総務管理部管理指導課事業調整主幹が「土地改良施設の維持管理事業の概要について」と題し、水土保持強化対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、基幹

午後からは、山岸裕之東北農政局土地改良技術事務所管理技術係長が「農業水利施設の機能保全の手引き」「ストックマネジメントにおける水路等の補修・補強方法」について講演を行い、施設機能診断による施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減することや、破損部だけでなく、コンクリート部材全面にパネル等を取付け、水路と一体化させる補修方法等について説明した。

受講者たちは、土地改良施設の維持管理の重要性について、理解を深めていた。

水土里ネットいわて 今後の行事予定

1月20日(水)~22日(金)

ISO 定期審査

1月27日(水)~28日(木)

平成21年度水土里ネット 役員研修会